

内閣官房
新型インフルエンザ等対応
業務継続計画

平成 22 年 8 月
(平成 27 年 6 月改正)

内閣官房

目次

第1章 基本的な考え方	
1 本計画の目的	1
2 被害状況の想定	1
3 基本方針	
(1) 求められる役割	2
(2) 業務継続の基本方針	2
4 他計画との関係	3
第2章 発生時継続業務等	
1 業務の仕分けの考え方	
(1) 発生時継続業務の範囲	4
(2) 各部局の業務継続計画	4
(3) 発生時継続業務の範囲を検討する際の留意事項	5
第3章 実施体制	
1 平常時の体制	5
2 新型インフルエンザ等発生時の体制	
(1) 業務継続計画の実施責任者	5
(2) 業務継続計画の実施副責任者	6
第4章 人員、物資等の確保	
1 人員の確保	6
2 通勤方法	6
3 職員及びその家族の感染状況の把握	6
4 指揮命令系統の明確化	8
5 物資・サービスの確保	8
6 情報システムの維持	8
第5章 感染対策の徹底	
1 庁舎内における感染対策	8
2 基本的な感染防止策	
(1) 咳エチケット	9
(2) マスク着用	9
(3) 手洗い	10
(4) 対人距離の保持	10
(5) 清掃・消毒	10
(参考) 特定接種	11
3 発症者が出た場合の対応	
(1) 発症者への対応	11
(2) 濃厚接触者の外出自粛等	11
第6章 業務継続計画の実施	
1 業務継続計画の発動	12
2 状況に応じた対応	12
3 通常体制への復帰	12
第7章 業務継続計画の維持・管理等	
1 関係機関等との調整	12
2 公表・周知	12
3 教育・訓練	12
4 点検・改善	13

第1章 基本的な考え方

1 本計画の目的

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。このため、発生時においては、感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護するとともに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることが必要である。

このような中、政府の各部門においては、新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第2条第1号に規定する「新型インフルエンザ等」をいう。以下同じ。）の発生時においても、新型インフルエンザ等対策に関する業務を実施するほか、国としての意思決定機能を維持し、最低限の国民生活の維持、治安の維持、経済活動の調整・支援等に必要な業務（以下「最低限の国民生活の維持等に必要な業務」という。）を円滑に継続することが必要であるとともに、関係機関や地方公共団体、国民への情報提供や支援を混乱することなく適切に行うことが求められる。

内閣官房は、閣議事項の整理及び閣議に係る重要事項の企画・立案・総合調整、内閣の重要政策の企画立案・総合調整、行政各部の施策の統一を図るための総合調整、情報の収集調査等を行い、内閣の首長たる内閣総理大臣を直接に補佐・支援する責務等を負っており、本計画は平成26年3月31日に、新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議において改定された「新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン」に基づき、新型インフルエンザ等発生時においても、内閣官房がその機能を維持し必要な業務を継続することを目的として、策定するものである。

2 被害状況の想定

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータ等を参考とした場合、以下のような影響が一つの例として想定される。

- ・ 国民の25%が、各地域ごとに流行期間（約8週間）の中でピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ・ ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養等による）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見

込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

3 基本方針

(1) 求められる役割

新型インフルエンザ等が発生した場合、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等対策に関する業務や最低限の国民生活の維持等に必要な業務を中断することは許されず、適切な意思決定に基づき継続することが求められる。

一方、新型インフルエンザ等発生時には、多くの職員が本人のり患や家族の看病等のため休暇を取得する可能性があり、また、感染者と濃厚接触した職員についても外出自粛を要請され、出勤できなくなる可能性がある。さらに、新型インフルエンザ等のまん延時には、業務に必要な物資やサービスの確保が困難になる可能性がある。

このため、職員の生命・健康を守りつつ、必要な業務を継続するためには、職場における感染対策を徹底するとともに、不要不急の業務を縮小・中断することにより業務の絞り込みを徹底して行い、真に必要な業務に資源を集中させることが必要となる。

(2) 業務継続の基本方針

ア 業務の分類

新型インフルエンザ等の発生・流行時における内閣官房の業務について、次により分類することとする。

(ア) 強化・拡充業務

新型インフルエンザ等対策政府行動計画等（以下「政府行動計画等」という。）で取り組むこととされている業務であって、新型インフルエンザ等の発生により新たに発生し、又は業務量が増加するもの。

(イ) 一般継続業務

最低限の国民生活の維持等に必要な業務であって、一定期間、縮小・中断することにより国民生活、経済活動や国家の基本的機能に重大な影響を与えることから、国内感染期であっても業務量を大幅に縮小することが困難なもの。

(ウ) 縮小・中断業務

中長期的な業務など、緊急に実施することが必須ではなく、一定期間、大幅な縮小又は中断が可能な業務。

なお、強化・拡充業務及び一般継続業務を合わせて「発生時継続業務」という。

イ 基本方針

内閣官房においては、発生時継続業務を実施及び継続できるよう、必要な人員、物資、情報入手体制、相互連携体制等を確保する。特に人員については、国内における新型インフルエンザ等の発生以降、発生時継続業務以外の業務を

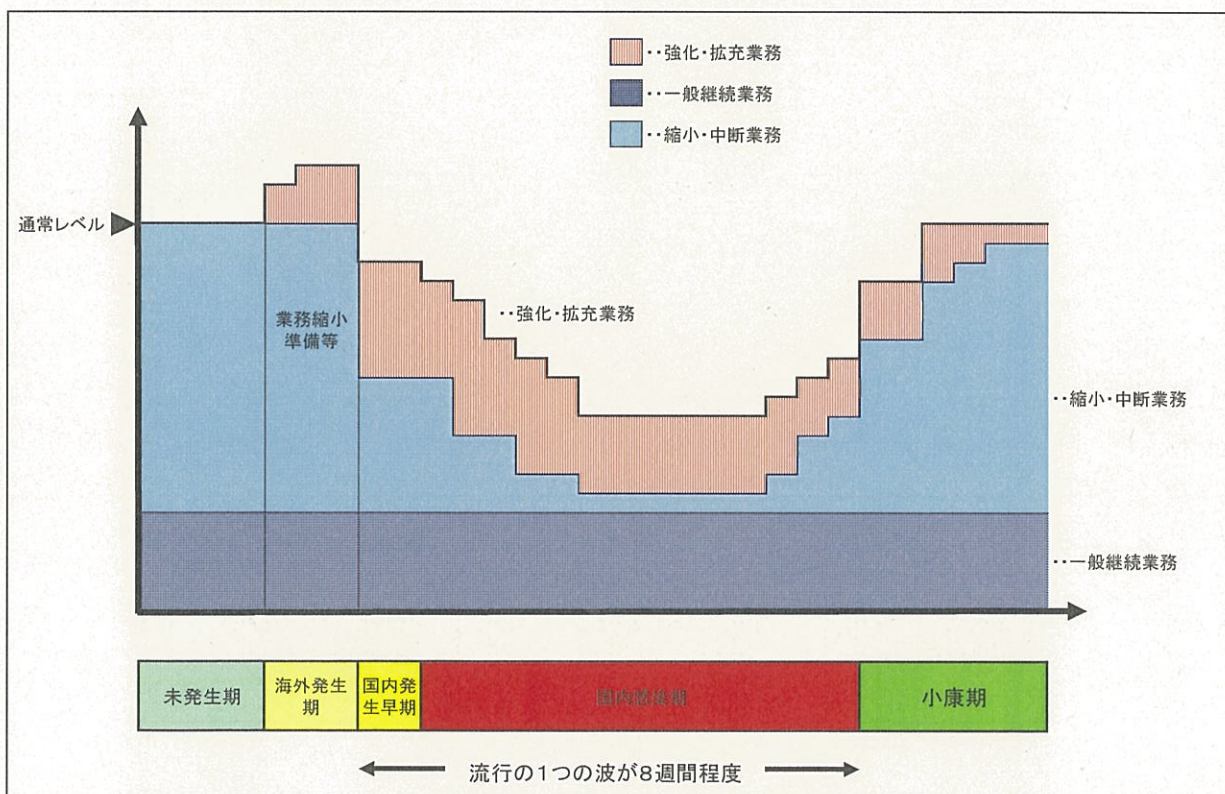
一時的に大幅に縮小又は中断し、その要員を発生時継続業務に投入することにより確保する（図1）。

また、発生時継続業務以外の業務のうち、感染拡大につながるおそれのある業務については、極力中断する。また、発生時継続業務を適切に実施・継続するため、職場における感染対策を徹底し、交代制勤務など感染リスクを低減させるための勤務体制を工夫する。

さらに、新型インフルエンザ様症状のある職員は、病気休暇を取得するよう要請するとともに、併せて、外出自粛を徹底するよう要請する。

なお、新型インフルエンザは、感染してから発症するまでに潜伏期間があるため、症状を有していなくても家族にり患者がいる職員については、濃厚接触者として、保健所から外出自粛要請がなされる可能性がある。このため、濃厚接触者として感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第44条の3第2項の規定に基づき外出自粛等を要請された職員に対しては、特別休暇の取得を認めるとともに、外出自粛を徹底するよう要請する。

図1 新型インフルエンザ等発生時の業務継続の時系列イメージ
 (新型インフルエンザ等による健康被害が重篤である場合)



4 他計画との関係

内閣官房においては、「中央省庁業務継続ガイドライン～首都直下地震への対応を中心として～」(平成19年6月)及び「政府業務継続計画(首都直下地震対策)」(平成26年3月)に基づき、「内閣官房業務継続計画(平成27年3月改正)」を策定している。

本計画は、首都直下型地震に関する計画と共通の目的の下に策定されているが、両者は、被害の様態やそれを踏まえた対応が相当異なることから、別個の業務継続計画として策定する。

第2章 発生時継続業務等

1 業務の仕分けの考え方

(1) 発生時継続業務の範囲

新型インフルエンザ等発生時における具体的な業務の仕分けの考え方は、表2のとおりとする。

表2 発生時における業務の仕分けの考え方

	a. 強化・拡充業務	b. 一般継続業務	c. 縮小業務/d. 中断業務
業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> 政府行動計画等で取り組むこととされている業務であって、新型インフルエンザ等の発生により、新たに業務が生じるもの又は業務量が増加するもの 	<ul style="list-style-type: none"> 最低限の国民生活の維持等に必要業務であって、一定期間、縮小・中断することにより国民生活、経済活動や国家の基本的機能に重大な影響を与えることから、国内感染期であっても業務量を大幅に縮小することが困難なもの 発生時継続業務を実施・継続するための環境を維持するための業務 	<ul style="list-style-type: none"> 中長期的な業務など、緊急に実施することが必須ではなく、一定期間、縮小又は中断することが可能な業務 ※ 施策の実施が遅れることにより国民生活や経済活動に一定の影響はあるが、業務資源の配分の優先順位の観点から一定期間の大幅な縮小又は中断がやむを得ないもの。
発生時の体制	<ul style="list-style-type: none"> 国内発生時から、状況に応じ体制を維持・強化 縮小・中断業務から人員補充 	<ul style="list-style-type: none"> 国内発生時から、状況に応じ体制を維持 必要に応じて、縮小・中断業務から人員補充 	<ul style="list-style-type: none"> 国内発生時以降状況に応じ業務縮小を開始し、強化・拡充業務へ人員を補充
稼働人員	<p>【増加】</p> <p>通常人数から出勤不可能人数を減じ、縮小・中断業務からの補充人数を加える。</p>	<p>【若干縮小】</p> <p>通常人数から出勤不可能人数を減じ、縮小・中断業務からの補充人数を加える。</p>	<p>【大幅減少】</p> <p>通常人数から出勤不可能人数及び強化・拡充業務への補充人数を減じる。</p>

(2) 各部局の業務継続計画

発生時継続業務の確実な実施を図るため、あらかじめ内閣官房の部局（内閣官房文書管理規則（平成13年1月6日内閣総理大臣決定）第3条第10号に規定するものをいう。以下同じ。）において、最大40%の欠勤率を想定し、業務毎の分類、被害最大時の最小必要人員等を示した業務継続計画表を作成する。

なお、業務継続計画表は、必要に応じて見直しを行う。

(3) 発生時継続業務の範囲を検討する際の留意事項

- ア 新型インフルエンザ等の発生時においても真に継続することが必要な業務に資源を集中するため、個々の業務を精査し、必要最小限に絞り込むこと。
- イ 発生時継続業務に位置付けた業務について、各部局の責任者（業務継続計画の実施責任者）は、その業務が確実かつ適切に実施されるよう責任を負う立場となるため、事前の準備段階も含め、主体的に行動することが必要である。
- ウ 発生時継続業務以外の業務について、各部局の責任者は、発生時継続業務を行う部門に対する支援を通じ、その実施・継続に積極的に協力する必要がある。
- エ なお、発生時継続業務に位置付けられないとしても、平時における業務そのものの重要性が否定されるものではないことについて、職員の理解を深めることも重要である。

第3章 実施体制

1 平常時の体制

平常時における内閣官房の体制としては、内閣官房内閣総務官室において、新型インフルエンザ等の発生に備え、本計画の管理、維持及び必要な改定を行うとともに、必要に応じて本計画の内容について内閣官房内での意思統一を図る。

2 新型インフルエンザ等発生時の体制

新型インフルエンザ等の発生時における内閣官房の体制としては、新型インフルエンザ等が発生した場合、特措法第15条第1項に基づき設置される新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）の事務局である新型インフルエンザ等対策本部事務局（以下「政府対策本部事務局」という。）と密接な連携を図りつつ、業務継続計画を発動する。その際、あらかじめ本計画において定めている人員体制等を、実際の状況に応じて調整しつつ、具現化する。また、新型インフルエンザ等の発生段階に応じ、職場における感染防止策や継続すべき業務内容を変更する。

(1) 業務継続計画の実施責任者

各部局に業務継続計画の実施責任者を置き、次表に掲げる者をもって充てる。

実施責任者は、新型インフルエンザ等の発生時に発生時継続業務を的確に継続するため、この計画に定められた業務を行う。

○業務継続計画の実施責任者

部局	実施責任者
内閣総務官室	内閣総務官
国家安全保障局	国家安全保障局長
内閣官房副長官補	内閣官房副長官補
内閣広報室	内閣広報官
内閣情報調査室	内閣情報官
内閣サイバーセキュリティセンター	内閣サイバーセキュリティセンター長
内閣人事局	内閣人事局長

(2) 業務継続計画の実施副責任者

各部局に業務継続計画の実施副責任者を置き、各部局の内閣参事官等のうち、実施責任者の指名する者をもって充てる。

実施副責任者は実施責任者を補佐し、実施責任者に事故があるときは、その業務を代行する。

第4章 人員、物資等の確保

1 人員の確保

業務の仕分けを踏まえ、各部局において係単位で業務の継続に必要な人員数(平常時・発生時)を記載した業務継続計画表を作成し、係単位で業務に必要な最小限の人員数の把握を行い、発生時を想定した人員計画を作成する。

なお、各部局内の職員だけでは人員が不足する場合においては、必要に応じて他の各部局からの応援を要請することを検討する。

また、人員計画の策定・実施に当たっては、業務継続計画の発動期間中、少ない人員で業務を行わざるを得なくなることから、長時間労働による過労や精神的ストレスにより職員が健康を害することにならないよう配慮する。

2 通勤方法

職員の通勤時における感染リスクを低減するため、時差出勤や自転車・徒歩等による出勤について検討を行う。

3 職員及びその家族の感染状況の把握

各部局は、職員及びその家族が感染した場合については、感染状況及び休暇状況を内閣総務官室へ連絡するものとする。なお、職員の症状別の対応と人事制度上の取扱いは、表3により判断するものとする。

表3 職員の症状別の対応と人事制度上の取扱い

症状の有無	患者との濃厚接触歴	一般に要請される行動	職員の対応	備考（法令上の規程、行動計画等の記述）
新型インフルエンザ 様症状あり	—	入院、外出自粛又は自宅療養 (検疫時においては隔離又は停留)	病気休暇取得 ※インフルエンザ様症状がある 場合、病気休暇を取得（病状を有 しているにも関わらず病気休暇 を取得せず、出勤しようとする職 員に対しては、臨時の健康診断を 受診させる）	感染症法第19条に基づき、都道府県知事が入院を命令。 また、感染症法第44条の3に基づき、都道府県が外出 自粛要請（感染症法に基づく措置は国内発生早期に限 る。検疫時においては、検疫法第14条第1項第1号に 基づき隔離又は検疫法第14条第1項第2号に基づき停 留）
新型インフルエンザ 様症状なし	患者との濃厚接触あ り（濃厚接触者）	外出自粛（検疫時においては健康監視 又は停留） ※感染症法に基づく外出自粛は国内 発生早期のみ	特別休暇取得	感染症法第44条の3に基づき、都道府県知事が外出自 粛要請（検疫時においては、検疫法第18条及び感染症 法第15条の3に基づき、健康監視又は検疫法第14条第 1項第2号に基づき停留）
	なし	学校・社会福祉施設等（保育所・介護 老人保健施設等の通所サービス等を 提供する施設）の休業等への対応	年次休暇取得等 職務命令による在宅勤務	学校・社会福祉施設等の施設使用制限等については、 特措法第45条第2項に基づき、都道府県知事が要請

4 指揮命令系統の明確化

業務上の意思決定者である幹部が罹患する場合も想定し、内閣官房の意思決定が滞ることがないようにする必要がある。

発生時継続業務に携わる幹部については、感染リスクを極力抑えるような対策を講じるとともに、当該幹部が罹患し、職務執行が難しくなった場合の代行者や意思決定の代替ルートを明確にしておくことが必要である。

5 物資・サービスの確保

庁舎管理や警備、清掃・消毒業務、各種設備の点検・修理、消耗品の供給等については、発生時においても、業務を継続するためには、継続して確保することが必要不可欠なものである。このため、業務の継続に不可欠な物資・サービスをリストアップするとともに、物資については必要に応じて備蓄の対策を講じる。

また、それらの物資・サービスを提供する事業者を洗い出し、事業継続に向けた協力を要請する。当該事業者自体の事業継続が難しいと判断される場合には、代替策について検討を行う。

内閣共済組合が運営する診療所においても、業務継続計画を策定し、新型インフルエンザ等発生時の診療方針及び体制を明確にするとともに、医薬品等の備蓄方針を検討する。

6 情報システムの維持

発生時においては、海外からの情報収集、国民や事業者、関係機関等への情報発信が重要となるため、情報システムの維持は不可欠である。

新型インフルエンザ等の被害は主に人的なものであるため、情報システムが物理的な被害を受ける可能性は低い。ただし、感染拡大によるオペレータ、受託事業者の庁舎内常駐者、故障が発生した場合のメンテナンスサービス等の不足等も想定されるため、情報システム担当者と関係事業者において、発生時の体制について検討する。

また、国民の不安が高まった場合には、アクセス数の増加によりシステム障害等が発生する可能性もある。アクセス数の増加に備えて、稼動可能性の有無やバックアップ体制等について検討する必要がある。

第5章 感染対策の徹底

1 庁舎内における感染対策

庁舎内における感染対策の徹底は、第4章の人員計画の前提となるものであり、事前に周到な検討を行う必要がある。

感染対策については、個人で実施するものと組織的に実施するものがあるが、適切に実行できるよう、実施方法、実施責任者等を明確にする。また、感染対策業務に従事する者を人員計画に盛り込むとともに、必要な医薬品、資器材等を備蓄する。

2 基本的な感染対策

基本的な感染防止策としては、以下が挙げられる。

- (1) 咳エチケット
 - (2) マスク着用
 - (3) 手洗い
 - (4) 対人距離の保持
 - (5) 清掃・消毒
- (参考) 特定接種

【詳細】

(1) 咳エチケット

風邪等で咳やくしゃみが出る時に、他人にうつさないためのエチケット。感染者がウイルスを含んだ飛沫を排出して周囲の人に感染させないように、咳エチケットを徹底することが重要である。

<方法>

咳やくしゃみの際は、ティッシュ等で口と鼻を被い、他の人から顔をそむけ、できる限り1～2メートル以上離れる。ティッシュ等がない場合は、口を前腕部（袖口）で押さえて、極力飛沫が拡散しないようにする。前腕部で押さえるのは、他の場所に触れることが少ないため、接触感染の機会を低減することができるからである。呼吸器系分泌物（鼻汁・痰など）を含んだティッシュは、すぐにゴミ箱に捨てる。

咳やくしゃみをする際に押さえた手や腕は、その後直ちに洗うべきであるが、接触感染の原因にならないよう手を洗う前に不必要に周囲に触れないよう注意する。手を洗う場所がない場合に備えて、携行できる速乾性擦式消毒用アルコール製剤を用意しておくことが推奨される。

咳をしている人にマスクの着用を積極的に促す。マスクを適切に着用することによって、飛沫の拡散を防ぐことができる。

(2) マスク着用

患者はマスクを着用することで他者への感染を減らすことができる。他者からの感染を防ぐ目的では、手洗い等との組み合わせにより一定の予防効果があったとする報告もあるが、インフルエンザの予防効果に関する賛否が分かれており、科学的根拠は未だ確立されていない。

<方法>

マスクは表面に病原体が付着する可能性があるため、原則使い捨てとし（1日1枚程度）、捨てる場所や捨て方にも注意して、他の人が触れないようにする。

新型インフルエンザ発生時に職場で使用するマスクとしては、不織布製マスクの使用が推奨される。

不織布製マスクには、製品の呼称として家庭用と医療用（サージカルマスク）に分類されるが、新型インフルエンザ流行時の日常生活における使用においては、家庭用と医療用はほぼ同様の効果があると考えられる。

N95マスク（防じんマスクDS2）のような密閉性の高いマスクは、日常生活での着用は想定されないが、新型インフルエンザの患者に接する可能性の高い医療従事者等に対して勧められている。これらのマスクは、正しく着用できない場合は効果が十分に発揮されないため、あらかじめ着用の教育・訓練が必要となる。

（3）手洗い

外出からの帰宅後、不特定多数の者が触るような場所を離れた後、頻回に手洗いを実施することで、本人及び周囲への接触感染の予防につながる。流水と石鹼による手洗いは、付着したウイルスを除去し、感染リスクを下げる。また、60～80%の濃度のアルコール製剤に触れることによって、ウイルスは死滅する。

<方法>

感染者が触れる可能性の高い場所の清掃・消毒や患者がいた場所等の清掃・消毒をした際、手袋を外した後に手洗い又は手指衛生を実施する。

手洗いは流水と石鹼を用いて15秒以上行うことが望ましい。洗った後は水分を十分に拭き取ることが重要である。

速乾性擦式消毒用アルコール製剤（アルコールが60～80%程度含まれている消毒薬）は、アルコールが完全に揮発するまで両手を擦り合わせる。

（4）対人距離の保持

感染者から適切な距離を保つことによって、感染リスクを大幅に低下させることができる。逆に人が社会活動を行うことで、感染リスクが高まると言える。（通常、飛沫はある程度の重さがあるため、発した人から1～2メートル以内に落下する。つまり2メートル以上離れている場合は感染するリスクは低下する。）患者の入室制限やマスク着用、障壁の設置等も対人距離の保持と同様に感染リスクを低下させるためのものであり、状況に応じて対策を講じることが必要である。

<方法>

感染者の2メートル以内に近づかないことが基本となる。

（5）清掃・消毒

感染者が咳やくしゃみを手で押さえた後や鼻水を手でぬぐった後に、机、ドアノブ、スイッチ等を触れると、その場所にウイルスが付着する。ウイルスの種類や状態にもよるが、飛沫に含まれるウイルスは、その場所である程度感染力を保ち続けると考えられるが、清掃・消毒を行うことにより、ウイルスを含む飛沫を除去することができる。

<方法>

通常のコleaningに加えて、水と洗剤を用いて、特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押ボタン、トイレの流水レバー、便座など人がよく触れるところを拭き取り清掃する。頻度につい

ては、どの程度、患者が触れる可能性があるかによって検討するが、最低1日1回は行うことが望ましい。

発症者の周辺や触れた場所、壁、床等の消毒剤による拭き取り清掃を行う。その際、作業者は、必要に応じて市販の不織布製マスクや手袋を着用して消毒を行う。作業後は、流水・石鹼又は速乾性擦式消毒用アルコール製剤により手を洗う。清掃・消毒時に使用した作業着は洗濯し、ブラシ、雑巾は、水で洗い、触れないようにする。

消毒剤については、インフルエンザウイルスには次亜塩素酸ナトリウム、イソプロパノールや消毒用エタノール等が有効である。消毒剤の噴霧は、不完全な消毒、ウイルスの舞い上がりの可能性、消毒実施者の健康被害につながる危険性もあるため、実施するべきではない。

(参考) 特定接種

- 特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。
- ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。
- ワクチンについては、副反応のおそれがあること、効果が未確定であるため接種後にも感染対策を講じなければならないこと、また、発生状況に応じて、特定接種が行われない場合があることについて、本人に説明して同意を得ておく。

3 発症者が出た場合の対応

庁舎内で発症者が出た場合の対応については、次のとおり対応する。

(1) 発症者への対応

ア 発症者にマスクを着用させる。

イ 海外発生期、国内発生期早期であれば帰国者・接触者相談センターに、国内感染期であれば病院・診療所に連絡し、対応を確認する。

ウ 発症者を医療機関又は保健所の搬送車等により、イの機関から指示された医療機関に連れて行く。

(2) 濃厚接触者の外出自粛等

海外発生期、国内発生期早期においては、同じ職場で勤務した者など、発症者と濃厚接触の可能性がある職員については、近隣の保健所に設置された帰国者・接触者相談センターに連絡して、その指示に従うこととし、感染

症法第44条の3第2項の規定に基づき外出自粛等を要請された職員に対しては、外出自粛要請の期間（最大7日間）について特別休暇が認められるため、当該職員に特別休暇を請求させる。

第6章 業務継続計画の実施

1 業務継続計画の発動

海外で新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部が設置された場合、内閣官房に置かれた政府対策本部事務局と緊密な連携を図りつつ、事態の状況に応じてあらかじめ定めておいた人員体制等に移行する。

2 状況に応じた対応

各部局における業務継続計画の実施責任者は、事態の進展に応じ、計画に沿って、人員体制等を変更する。その際、業務遂行上生じた問題等について情報を集約し、必要な調整を行う。

3 通常体制への復帰

政府対策本部が、小康期に入ったことを宣言した場合は、通常体制への移行を検討する。なお、発症した職員の多くは治癒するため、これら職員も就業可能となることが想定されるが、小康状態の後、第二波、第三波が来る可能性がある。この間にウイルスが大きく変異しなかった場合、一度発症すれば免疫ができるため、重症化しにくくなると考えられるが、この間にウイルスが大きく変異した場合、治癒した者も再度感染し、重症化するおそれがある。また、新型インフルエンザ等にり患したと考えられていた者が実は通常の季節性インフルエンザに感染したにすぎず、免疫ができていない可能性もある。こうした可能性も考慮し、感染対策を緩めることなく、第二波、第三波に備えた対応を検討する必要がある。

第7章 業務継続計画の維持・管理等

1 関係機関等との調整

業務継続計画案を策定した後、業務遂行上関係のある他の府省、地方公共団体その他の関係機関との連携を確保する観点から、必要がある場合には、積極的に調整を行う。

2 公表・周知

策定した業務継続計画について、外部の関係者に関わる部分を含む概要を公表し、必要に応じて説明を行う。さらに、国民及び事業者等に対し、業務継続計画に関する広報を行い、新型インフルエンザ等発生時には一部の業務を縮小又は中断せざるを得ないことについて理解を求める。

3 教育・訓練

業務継続計画の実施責任者は、発生時継続業務に従事する職員に対し、発生

時の対応について周知し、理解させるとともに、定期的に教育・訓練を行う。

また、庁舎内において発症者が出た場合に対応する者、執務室の消毒を行う者、不特定多数の者と接触しなければならない業務に従事する者等は、感染リスクが高く、適切な個人防護策を講じることが必要であるため、これらの職員に対しては、綿密な教育・訓練を行う。

4 点検・改善

業務継続計画の策定後、人事異動や連絡先、物資やサービスの調達先等の情報更新の状況、教育の状況等について、定期的に各部署の取組状況を確認し、必要に応じ、改善を求める。

新型インフルエンザ等に対する新しい知見が得られた場合、政府行動計画等の変更が行われた場合、教育等を通じて課題が明らかになった場合等には、適宜、業務継続計画の修正を行う。